

## 四半期決算短信における適用初年度の対応について

平成20年4月1日以後に開始する事業年度又は連結会計年度より四半期報告制度が導入されることに伴い、企業会計基準委員会より「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準適用指針」(以下、併せて「四半期会計基準等」)が公表され、また、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、併せて「四半期財務諸表等規則等」)が施行されています。

したがって、四半期報告制度において作成される四半期財務諸表については、四半期会計基準等に従い会計処理が行われた上で、四半期財務諸表等規則等に基づいて作成されることとなります。しかし、四半期報告制度の適用初年度においては、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について、前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間に関する四半期財務諸表の記載を要しない旨が特に規定されています(「四半期財務諸表に関する会計基準」第27項)。

一方、当取引所において開示を求めている「四半期決算短信」については、当四半期の情報とともに前四半期の情報を開示することを求めています。

このため、適用初年度における四半期決算短信についても、これまで開示を求めてきた「四半期財務・業績の概況」における数値を前四半期の情報として記載することとなりますが、適用される会計基準や用語、様式及び作成方法に関する規則が当四半期に係る財務情報と前四半期に係る財務情報との間で異なることとなるため、四半期決算短信の適用初年度においては、以下の通り所要の対応を取っていただくようお願いいたします。

【注】 当通知において対象となる箇所は、四半期決算短信において前四半期(連結)会計期間又は前四半期(連結)累計期間に関する情報の開示が必要となる部分に限られます。

したがって、四半期(連結)損益計算書に関する項目及び四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書・セグメント情報(開示する場合)が当通知の対象であり、四半期(連結)貸借対照表に関する項目については対象となりません。

### 【サマリー情報】

- ・「1.平成 年 月期第 四半期の連結業績」の連結経営成績に関する項目については、前四半期及び当四半期の数値の両方を記載してください(前四半期の情報として、前年度の「四半期財務・業績の概況」の数値を記載してください。)。ただし、前年同四半期増減率については、「-」を記載してください。
- ・「4.その他 (3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更」の「 会計基準等の改正に伴う変更」については、「有」を選択してください。
- ・「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」の欄には、「当期より四半期会計基準を適用している旨」及び「当期より四半期財務諸表等規則等に基づき四半期(連結)財務諸表を作成している旨」を記載してください(【記載例】参照)。

## 【定性的情報・財務諸表等】

- ・定性的情報の「4. その他 (3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」には、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」の欄と同様に、「四半期会計基準の適用初年度である旨」を記載してください(【記載例】参照)。
- ・財務諸表等(四半期(連結)損益計算書、四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報)については、前四半期及び当四半期に係るものを記載してください(前四半期の情報としては、前年度の「四半期財務・業績の概況」において開示した財務諸表等を記載してください。また、記載要領にあるとおり、四半期(連結)損益計算書及び四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書についての主な項目の増減は不要です。)。なお、前四半期に係る財務諸表等と、当四半期に係る財務諸表等は並べて記載するのではなく、それぞれ別のページに記載してください。その際には、当四半期に関する財務諸表等を先にまとめて記載し、前四半期に関する財務諸表等については、当四半期に係る財務諸表等の次にまとめて記載し、その冒頭に「参考資料」である旨を明記してください。

### 前年同四半期に係る損益計算書の取扱いについて

四半期決算短信における四半期(連結)会計期間(3か月)に係る損益計算書については、一定の場合を除き、原則任意開示としておりますが、当四半期(連結)会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示する場合は、それに加え、前年同四半期(連結)会計期間(3か月)に係る損益計算書の開示も併せて求めています。

しかし、従前の「四半期財務・業績の概況」では、四半期(連結)会計期間(3か月)に係る損益計算書の作成は求めていなかったため、四半期決算短信の適用初年度においては、前年同四半期(連結)会計期間(3か月)に係る損益計算書の開示は必要とせず(開示することも可能です。)。当四半期(連結)会計期間(3か月)に係る損益計算書のみを開示すれば足りることとします。

なお、2年目以降については、前年同四半期(連結)会計期間(3か月)に係る損益計算書も開示していただくこととなりますので、ご留意ください(この場合は、前年同四半期の四半期報告書に記載した四半期(連結)損益計算書と同じものを前年同四半期(連結)会計期間に係る損益計算書として開示してください。)

- ・四半期決算短信の財務諸表については、適用初年度では当四半期に係る財務諸表のみをXBRL形式により開示することに加え、PDF形式による当四半期及び前四半期に関する財務諸表を別途作成・提出することとなります(詳細は下記「 」以下をご参照ください。)。このPDF形式により作成した財務諸表について、「5. 四半期(連結)財務諸表」の表題の後(当四半期に係る四半期(連結)貸借対照表の前)に「当期より四半期会計基準を適用している旨」及び「当期より四半期連結財務諸表規則(四半期財務諸表等規則)等に基づき四半期(連結)財務諸表を作成している旨」を記載してください(【記載例】参照)。

この四半期決算短信の様式については、四半期報告制度と同様に、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る第1四半期より適用されます。

新様式による四半期決算短信のうち、サマリー情報については、新TDnet稼働当初(平成20年7月初旬稼働予定)からXBRL形式によりご提出いただきますが、XBRL形式のファイルは、新TDnetの機能を用いて作成していただきます。

財務諸表についても、XBRL形式によりご提出いただくこととします。ただし、適用初年度は次の取扱いとします。新TDnet稼働後、一定期間(おって、当取引所において決定する予定です。)は財務諸表につ

いてはX B R L形式による提出は要せず、P D F形式のみの提出となります。 X B R L形式により作成できる情報は当四半期分以降の情報のみとしているため、当該一定期間経過後、適用初年度においては、X B R L形式による財務諸表（当四半期分）に加え、別途P D F形式による財務諸表（前四半期分）の作成・提出が必要となります。

X B R L形式及びP D F形式での財務諸表の具体的な提出方法については、本年3月から順次開催しております「新T D n e t稼動に関する端末操作説明」等に関する全国証券取引所等合同セミナーにてご説明いたします。

#### **【記載例（連結財務諸表作成会社の場合）】**

当連結会計年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号)及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第14号)を適用しております。また、「四半期連結財務諸表規則」に従い四半期連結財務諸表を作成しております。